



栃木県公報

平成 29 年
9月26日(火)
第2922号

目 次

選挙管理委員会

○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定..... 777

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 9月26日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
大田原市選挙管理委員会	大田原市親園農村環境改善センター	大田原市花園1973
大田原市選挙管理委員会	大田原市野崎研修センター	大田原市下石上1695-8
大田原市選挙管理委員会	大田原市湯津上農村環境改善センター	大田原市湯津上5-776
大田原市選挙管理委員会	大田原市黒羽農業構造改善センター	大田原市須佐木53